

第7章 調査のまとめ

第7章 調査のまとめ

第7章 調査のまとめ.....	385
1. 諸外国の国家行政組織.....	385
(1) 概要.....	385
(2) 各国における国家行政組織の整理.....	386
2. 諸外国のスポーツ担当省.....	388
3. 諸外国のスポーツに関する独立行政法人等.....	390
(1) 概要.....	390
(2) 各国におけるスポーツに関する独立行政法人等の整理.....	392
4. 諸外国のスポーツ振興くじ等の民間資金供給における役割.....	393
5. 諸外国の国家行政組織改革.....	394
6. 我が国のスポーツ庁の在り方の参考となる取組の整理.....	395
(1) スポーツ中央行政の人員と組織.....	395
(2) スポーツ中央行政の予算規模.....	396
(3) スポーツ中央行政と外部の関係.....	397

第7章 調査のまとめ

1. 諸外国の国家行政組織

(1) 概要

本調査では、調査対象国における省・庁等の中央行政組織が、調査対象国においてどのような仕組みで成り立っているのかということ、行政法、とりわけ行政組織法の観点から、できる限り丁寧に収集した情報を整理することを試みた。

我が国の行政法では一般に、行政組織について決定する権限を行政組織編成権といい、憲法第41条に、国会を「国権の最高機関」である、としている点に着目し、民意を反映した国会による行政の民主的統制の一環として、基本的な行政組織編成権は国会に属している、という学説が有力である。また、1983（昭和58）年の国家行政組織法改正の際、年一回以上の国の行政組織の一覧表の官報公示に加えて、政令事項とされた省の下部組織の設置・改廃の状況について、政府が次の国会に報告する義務を課されることになった。我が国でいう「国家行政組織」とは、官報に公示された国の行政組織であり、国の意思を決定し私人に対してこれを表示する権限を付与された国家機関のことをいう。このうち、法律上は、内閣に置かれる機関には内閣官房（総合調整事務）・復興庁があり（内閣法、内閣府設置法、復興庁設置法）、内閣の統括の下における行政機関には、内閣府（分担管理事務）及び、国家行政組織法の別表第1（第3条関係）及び別表第2（第7条関係）に定める府省庁がある。またこれらは、「行政事務配分」の単位の観点から定義された行政機関である。

各国の調査にあたっては、何れの国においても行政組織が大臣等の政府グループと事務次官等を筆頭とする官僚グループによって成り立っていることから、これらの種類、位置づけの把握に努め、これらの日本語訳称について再検討を行っている。各国の行政における官職や組織の名称は、例えばイギリスのように国内先行研究が進んでいる国ほどにさまざまに異なる訳語が充てられていることが多いため、本調査報告書では日本語化したものが我が国の同種のものと同体的により近いもの、日本語化によるバイアスが極力かからないと思われるものを慎重に選択し、ときには適切と考えられた新たな訳語を充てている。

本調査報告書における諸外国の国家行政組織に関する調査項目の目的は、次項において諸外国におけるスポーツ担当省の在り方を整理、比較するにあたって、各国において省や庁と呼ばれるものは日本の省・庁どのように異なるのか、というような統治機構上の行政組織の編成について理解するところにある。

その理解にあたっては、国家統治制度上、上位の機関とそれに附属する機関の位置関係、従属の在り方の把握が不可欠であるため、次頁に編成のイメージを簡略化したものを掲載した、しかしながら我が国でも行政機構のレイヤー分けは単純化が困難であり、調査対象各国においては韓国を除いた5か国が行政機構図を政府として公表していないように、行政機構の位置関係の把握は決して容易ではないことに留意する必要がある。

第7章 調査のまとめ

(2) 各国における国家行政組織の整理

	日本	韓国	フランス
統治制度	立憲君主制 議員内閣制	共和制 大統領制	共和制 半大統領制
憲法上の元首	天皇	大統領	大統領
内閣の実質的任命権	内閣総理大臣	大統領	大統領
行政府の首班	内閣総理大臣	国務総理	大統領
行政権	内閣	政府（大統領と行政府）	政府（大統領と内閣）
内閣の構成	内閣総理大臣 国務大臣	国務総理 国務委員	首相、各省大臣、国務大臣 特別問題担当大臣 特別問題担当閣外大臣
閣僚の概念	国務大臣＝閣議出席＝府 省・特命担当大臣	国務委員＝国務会議（閣議） 出席一部の長官	各省大臣＝閣議出席
国家行政組織の設置根拠	法律 国家行政組織法 等	法律 政府組織法	憲法 共和国憲法
国家行政における統治機構の編成（簡略イメージ）	内閣 └人事院 └内閣機関 └内閣官房 └復興庁 └内閣府 └行政委員会 └各省 └庁 └行政委員会	大統領 └独立委員会 └処 └国務総理 └国務会議（内閣） └部 └庁	大統領 └大統領府 内閣 └首相 └首相府 └特別問題担当大臣 └各省大臣 └大臣官房 └特別問題担当大臣 └特別問題担当閣外大臣 └独立行政機関
総合調整機能を担う省庁	内閣官房、内閣府、復興庁	国務会議（内閣）	大統領府事務総局 閣議、首相府、省庁間会議
職員の定員、配置	国家公務員法で規定	大統領令は総則を定めるのみで、各省の定員および配置は附則で規定	大統領が閣僚の数、名称、職務、指揮下の省庁をデクレ（政令）で規定 局以下の組織は官房長がアレテ（省令）で規定
公務員管理を担う行政機関	人事院、総務省、財務省	中央人事委員会	国家改革地方分権公務員省
大臣の種類	省庁の主任大臣（国務大臣） 特命担当大臣（国務大臣）	長官（国務委員）	首相（首席大臣） 各省大臣 特別問題担当大臣 特別問題担当閣外大臣
官房・局・部等の新設・改廃根拠	政令	政令（大統領令（職制））	政令（デクレ）
省庁再編に必要な立法	内閣法・内閣府設置法・国家行政組織法等の改正	政府組織法の改正（第22条）	政令（デクレ）の公布
省の政府部門	大臣、副大臣、大臣政務官	長官、次官、政策補佐官	大臣、大臣官房
現在の省の数	1府 12省 1庁	17部（省）	20省

イギリス	カナダ	オーストラリア	インド
立憲君主制 議員内閣制	立憲君主制 議員内閣制	立憲君主制 議員内閣制	共和制 大統領制
国王（女王）	国王（女王） └ 総督	国王（女王） └ 総督	大統領
首相	首相	首相	首相
首相	首相	首相	首相
政府構成員	内閣	総督	閣僚会議
首相、副首相 省大臣	首相 大臣 国務大臣	首相 閣内大臣	首相 閣内大臣
省大臣＝閣議出席＝省の大 臣	内閣構成員＝閣議出席＝省 の大臣または国務大臣	閣内大臣＝閣議出席＝省の 大臣	閣内大臣＝閣議出席＝大臣 省の大臣
法に定めなし 枢密院勅令（事後立法）	法律 財務管理法	法律 行政組織令	業務分担規則（AOB）
首相（内閣） └ 省大臣 └ ポートフォリオ └ 大臣省 └ 非大臣省 └ 執行機関 └ 非省庁型公共機関 └ 諮問機関他	首相（内閣） └ 省大臣 └ ポートフォリオ └ 本省 └ 外庁 └ 国営企業 └ 特別業務庁	首相（内閣） └ 省大臣 └ ポートフォリオ └ 省（A） └ 付属機関（E） └ 庁（B） └ 庁（C） └ 特別業務庁（D） ※（A）～（E）は、オー ストラリア公共サービス 委員会（APSC）の分類	首相 └ 国家計画委員会 └ 閣僚会議（内閣） └ 大臣省 └ 庁 └ 非大臣省 └ 庁
内閣府	国家財政委員会事務局	首相内閣省	国家計画委員会
省の公務員数は定員管理で なく、省庁別歳出限度額の 範囲内で、省庁が個別に設 定	省の公務員数は定員管理さ れていないが、予算要求す る際に国家財政委員会が省 費要求根拠を査定	省を含むオーストラリア	任用はスポーツ大臣及び人 事院、職員数・経常経費（俸 給）は、人事院及び財務省 が査定のうえ決定
内閣府	公共サービス委員会	APSC（オーストラリア公共 サービス委員会）	連邦公務委員会
省大臣 閣外大臣 政務官	大臣 副大臣 担当国務大臣	国務大臣 閣外大臣 補佐大臣	閣内大臣 閣外専管大臣 閣外大臣
省規則 （法律行為でない）	法律（財務管理法）	法律（行政組織令）	省規則 （法律行為でない）
枢密院令の公布 （法律行為でない）	財務管理法の改正	行政組織令の改正	政令（業務分担規則（AOB） の改正
省大臣、閣外大臣、政務官	大臣、大臣政務官	大臣（閣内または閣外、双 方もしくは閣外のみ）、政務 官（必置でない）	大臣（閣内または閣外）
23 省	20 省	20 省	50 省

第7章 調査のまとめ

2. 諸外国のスポーツ担当省

1. (2) に記載した行政制度の違いも踏まえつつ、各国のスポーツ担当省（スポーツ行政を所管する省）の組織・権限根拠・所掌等を整理すると、次の表ようになる。

確認項目 \ 国	韓国	フランス	イギリス
スポーツ行政を所管する省	文化体育観光部	スポーツ青少年社会教育市民活動省 (Le Ministère des Sports, de la Jeunesse, de l'Éducation populaire et de la Vie associative)	文化メディアスポーツ省 (DCMS : Department for Culture, Media and Sport)
スポーツ政策の主務大臣	崔光植 文化体育観光部長官	ヴァレリー・フルネロン スポーツ青少年社会教育市民活動大臣	マリア・ミラー 文化メディアスポーツ大臣、 ヒューゴ・ロバートソン スポーツ観光大臣 (閣外)
省の公務員数	2,482 人	非公表	460 人
事務方トップ	体育局長	スポーツ局長	事務次官
スポーツ行政特別職階級順	長官、第2次官、体育局長、課長	大臣、長官、スポーツ局長	大臣、スポーツ・観光大臣 (閣外)、事務次官、次官補
スポーツ担当部局	体育局	スポーツ局 Direction des Sports (DS)	五輪専担ユニットほかスポーツ担当者らで構成 (局課区別なし)
－職員数	54 人	非公表	150 人
－位置付け	省の内局	省の内局	省のスポーツ担当ユニット
－当初設置年	1982 年	1947 年	1997 年
－設置の契機・経緯	1981 年 9 月、1988 年ソウル夏季五輪開催が決定。同年 11 月には 1986 年アジア競技大会ソウル開催が決定したことを受け、1982 年 3 月に体育部を新設。 以降 1990 年に体育青少年部、1993 年に文化体育部、1998 年に文化観光部、2008 年に文化体育観光部に名称と編成を変更したが、中央のスポーツ行政は部内に設置された体育局が一貫して所管。	1947 年 1 月にヴァンサン・オロール大統領による第四共和政のポール・ラマディエ内閣が発足し、青年スポーツ省が新設。ピエール・ブルドンが初代大臣に就任。以降内閣交代の都度スポーツを所管する省庁は見直されるが、スポーツ局が置かれる省が変わるのみ。2012 年 5 月オランド新大統領の下組成された第 2 次エロー内閣では、前政権に引き続き青少年関係省にスポーツ局が設置。	1997 年の政権交代で労働党ブレア政権が発足。新政権は野党時代に影の内閣で構想していたクリエイティブ産業の中核省庁として DCMS を設立。スポーツ関係を国家遺産大臣の所管から同省に移管。 以降、毎年スポーツ関係スタッフ数を調整し、柔軟に組織編成を実施。2012 年 9 月 4 日のキャメロン内閣初改造にて DCMS の大臣が交代。
－設置根拠	法律 ・ 政府組織法	政令 ・ 大統領の権限によりデクレを発令、議会の議決を経ずして法律と同等の効力を有する	政令 ・ 大臣規範 (Ministerial Code, Cabinet Office)
スポーツ行政の執行を行う関係機関	国民体育振興公団	なし (スポーツを所管する省)	UK スポーツ スポーツイングランド
●障害者スポーツ	スポーツを所管する省	スポーツを所管する省	スポーツを所管する省
●学校体育	教育科学技術部	国民教育担当省	教育省
●スポーツ施設整備	スポーツを所管する省	スポーツを所管する省	スポーツを所管する省
●高齢者の健康増進・体づくり	保健福祉部	厚生省健康総局	該当なし
●スポーツ産業の振興	スポーツを所管する省 ・ 自治体	該当なし	該当なし
競技統括団体に対する補助金交付	文化体育観光部が大韓体育会を通じて交付	スポーツ青少年社会教育市民活動省が直接交付	文化メディアスポーツ省が UK スポーツを通じて交付

カナダ	オーストラリア	インド
民族遺産省 (Canadian Heritage)	地域開発地方自治体芸術スポーツ省 (DRALGAS : Department of Regional Australia, Local Government, Arts and Sports)	青年スポーツ省 (YAS : Ministry of Youth Affairs and Sports)
バル・ゴサル スポーツ担当国務大臣 (閣外)	ケイト・ルンディ スポーツ大臣 (閣外) ※スポーツ担当大臣は閣議出席者で ない	シン・ジッテンドラ 青年スポーツ大臣 (閣外専管) ※スポーツ担当大臣は閣議出席者で ない
1,951 人	586 人	181 人
スポーツカナダ局長	スポーツ担当副次官	スポーツ庁事務次官
スポーツ担当国務大臣、次官、次官補、 副次官補、局長	スポーツ大臣 (閣外)、事務次官、次 官補、副次官補	青年スポーツ大臣、スポーツ庁事務次 官、次官補
スポーツカナダ (局) Sport Canada	スポーツ室 Office for Sports	スポーツ庁 Department of Sports
112 人	45 人	100 人
省の内局	省の内局 (室)	庁 (事務次官が長、組織は省の内局)
1993 年	1970 年代	1982 年
1961 年にフィットネス・アマチュア スポーツ法が制定され、保健福祉省内 に關係部が設置。アマチュアスポーツ 大臣には、保健福祉閣外大臣が就任。 1971年に1976年のモントリオール夏 季五輪が開催決定したことを受け、同 部内にスポーツカナダとレクリエーシ ョンカナダの2課が設置。1973 年 には両課が局に昇格。1976 年五輪終了 後の内閣改造において、初のアマチュ アスポーツ閣内大臣が誕生。	スポーツの行政権限は憲法上連邦の 権限に属さないために本来州の所管。 しかし、1970 年代頃からスポーツ・ レクリエーションに対する連邦の財 政支援が行われるようになり、少数ス タッフによるスポーツ室が連邦政府 内に設置。以後スポーツ室のポートフ ォリオは頻繁に変更。2012 年 3 月 7 日、第 4 次ギラード内閣においてスポ ーツ政策のポートフォリオが保健高 齢化省から地域地方政府芸術スポ ーツ省に移管。	1982 年アジア大会ニューデリー大会 の開催を契機に人材開発省内にスポ ーツ局を設置。 1985 年国連の国際青年年が開催され たことを受けて青年スポーツ局に変 更。2000 年に青年スポーツ省を新設 し業務を人材開発省より移管。 コモンウェルス大会のデリー招致決 定を受けて 2008 年に省内の 2 局を庁 に格上げし事務次官を配置。その後予 算と人員を強化し、現在に至る。
法律 ・ 財務管理法 ・ 民族遺産省法 (省設置法)	法律 ・ 行政組織令 (AAO : Administrative Agreements Order)	政令 ・ 業務分担規則 (AOB : Allocation of Business Rules)
なし (スポーツカナダ)	オーストラリアスポーツコミッシ ョン (ASC)	インドスポーツ機関 (SAI : Sports Authority of India)
スポーツを所管する省	オーストラリアスポーツコミッシ ョン (ASC)	スポーツを所管する省
各州の学校教育担当省 各州	各州の学校教育担当省 スポーツを所管する省	各州の学校教育担当省 スポーツを所管する省
カナダ公衆保健庁 (PHAC)	保健高齢化省	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし
スポーツカナダが直接交付	地域地方政府芸術スポーツ省が ASC を通じて交付	青年スポーツ省が直接交付するもの と SAI を通じて行うものが併存

第7章 調査のまとめ

3. 諸外国のスポーツに関する独立行政法人等

(1) 概要

各国において「スポーツに関する独立行政法人等」としてどのようなものが該当するかについての判断は、本来的には、我が国の（独）日本スポーツ振興センターのように文部科学省（スポーツ担当省）の外郭団体で、スポーツに関する政策の実施・執行機能を担っている機関、または、高度な専門性や技術的知見に基づく意思決定を行い、自律性の高い機関運営を確保するために一定の裁量を与え、国の関与を限定的としている機関、というような事項を主たる着眼点とするべきである。

なお、我が国の独立行政法人制度は、行政改革会議最終報告を受けて制定された中央省庁改革法の定める方針に従い、2001年4月より設けられたものである。

独立行政法人とは、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要がないもののうち、民間の主体に委ねた場合は必ずしも実施されないおそれがあるものまたは一の主体に独占的に行わせることが必要であるものについて効率的かつ効果的に行わせることを目的として、独立行政法人通則法及び個別法の定めるところにより設立された」法人をいう（独立行政法人通則法第2条1項）。

我が国の独立行政法人には平成24年4月1日現在102の機関が存在するが、国立公文書館、造幣局など役職員に国家公務員の身分を与えているいわゆる特定独立行政法人は合計8機関であり、その他94機関は非公務員型の独立行政法人となっている。

一方、各国においては行政サービスを執行する省庁以外の機関について各々異なる類型がなされているため、我が国の独立行政法人の位置付けと対比した類似点を把握する必要がある。我が国の独法の考え方と何らかの類似点がある省庁以外の行政関係機関は、国によっては複数の類型が存在する。このような複数の類型がある国は、法人制度ごとに国の関与度の強弱で分類を行った。これを各国ごとに整理すると、次頁の表のようになる。

国	法人の種類	職員	特徴	国の関与
韓国	準政府機関	公務員	国家財政法により基金管理を委託、または、国家行政事務を委任執行するもの	強い やや弱い
	その他の公共機関	非公務員	省庁の業務をアウトソーシングしたもの	
	特殊法人	非公務員	省庁の監督を受け、特別法を設置根拠とするもの	
フランス	行政的公施設法人（EPA）	公務員	公施設法人のうち、公法の規制の対象となるもの	強い やや弱い
	商工的公施設法人（EPIC）	非公務員	公施設法人のうち、ガバナンスの形態が私法に基づくもの	
イギリス	執行機関（Executive Agencies）	公務員	省庁が企画立案した政策を執行するための個別の行政ユニットであり、政府内の組織（法人格なし）	強い やや弱い
	非省庁型公共機関（NDPBs）	非公務員	省大臣から一定の距離をとって活動する政府外組織で、省からの指示命令系統に属さず、大臣を通じて議会で報告義務があるもの	
カナダ	特別業務庁（Special Operating Agencies）	公務員	法に特段の定めはないが、本省の下部機関（海上保安庁等 15 機関）	強い やや弱い
	法廷機関・その他外庁（Entitles in Departments: Statutory and other agencies）	公務員	財務管理法 別表 I.1 関係機関（カナダ人権委員会等 69 機関）	
	省公社（Departmental Corporations）	公務員	財務管理法 別表 II 関係機関（カナダ入国管理局等 19 機関）	
	サービスエージェンシー（Service Agencies）	非公務員	財務管理法 別表 II 関係機関（カナダ食品検査エージェンシー等 3 機関）	
	国有企業（Crown Corporations）	非公務員	財務管理法別表 III 関係機関	
オーストラリア	オーストラリア政府独立行政機関（Australian Government Statutory authorities）	非公務員	オーストラリア公共サービス（APS）のいずれの形態にも属さないが、ポートフォリオに組み込まれ、大臣の監督・指示系統にあるもの	やや弱い
インド	独立機関（Autonomous Bodies）	非公務員	団体登録法（Society's Registration Act, 1960）に基づきインド連邦政府が設立するもので、いずれかの省の「General Body（Society）」、すなわち「一般機関（団体）」と位置付けられるもの	強い

しかしながら、各国のスポーツ担当省が所管する、国のスポーツ政策に関する政策の実施・執行機能を担っている機関が各々の国における「独立行政法人等」に相当するものかといえ、必ずしもそうであるとは言えず、非営利団体などの場合もある。

したがって本調査では、スポーツ担当省またはスポーツ大臣が所管している機関について網羅的に整理している。

第7章 調査のまとめ

(2) 各国におけるスポーツに関する独立行政法人等の整理

国	組織名	法人の種類	事業内容	職員数
韓国	大韓体育会 (KOC)	特殊法人	韓国の国内オリンピック委員会 (NOC) として国内競技団体を統括、財政支援	174
	大韓障害人体育会 (KOSAD)	特殊法人	韓国の国内パラリンピック委員会 (NPC) として国内競技団体を統括、財政支援	26
	国民体育振興公団 (KSPO)	公団	国民体育振興法により設立 ソウルオリンピックスタジアムの運営管理、競輪・競艇事業、体育振興投票権事業を実施	752
	国民生活体育会	非営利団体	民間レベルの体育同好人 (クラブ) の統括組織	40
フランス	国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院 (INSEP)	行政的公施設法人	トップレベルスポーツに関連する指導者養成・研修を行うほか、ナショナルトレーニングセンター機能、スポーツ医学研究機能を保有	非公表
	スポーツ資源・専門技術・競技力向上センター (CREPS)		アスリートへの教育、保健、倫理保全活動を目的とし、研修事業、教育事業を全国的に推進。関係機関として全国リソース拠点 (PRN) を3か所設置	2,608
	国立スポーツ博物館 (MMS)		スポーツ関係文化財の展示、調査研究、啓蒙活動	非公表
	国立スポーツ振興センター (CNDS)		スポーツ団体、地方公共団体等への補助金交付、フランスのスポーツの国際的なステータスの向上を実施	非公表
イギリス	スポーツイングランド	執行型 NDPB (非省庁型 公共機関)	イングランドのスポーツカウンシルとして競技統括団体に対する認定・財政支援のほか、地域に対するスポーツ振興事業を実施	231
	UK スポーツ		UK 全体のスポーツカウンシルとしてイギリス代表の競技統括団体を認定し、財政支援を実施	104
	UK アンチドーピング		国家アンチドーピング機関	49
	スポーツ競技場安全確保機関 (SGSA)		旧フットボールライセンス機関 (Football Licensing Authority) の事業を 2011 年 11 月に継承 イングランドとウェールズにおける、サッカー競技場安全管理の実施主体	14
カナダ	該当なし	—	—	—
オーストラリア	オーストラリアスポーツコミッション (ASC)	オーストラリア政府独立行政機関	連邦レベルのスポーツ行政の執行機関として競技統括団体の認定、財政支援、統括管理を実施	740
インド	インドスポーツ機構 (SAI)	独立機関	独立機関であるが、実質的には青年・スポーツ省の内局として機能 同省からの補助金を競技統括団体に再配分	100

4. 諸外国のスポーツ振興くじ等の民間資金供給における役割

	韓国	フランス
運営機関	ソウルオリンピック記念国民体育振興公団	国立スポーツ振興センター (CNDS)
組織の種類	公団	行政的公施設法人
設置根拠	国民体育振興法	スポーツ法典
監督省庁	スポーツ担当省	スポーツ担当省
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ソウルオリンピックスタジアムの運営管理 競輪・競艇事業、体育振興投票権事業 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ団体等への補助金交付 地方公共団体等へのスポーツ施設整備のための補助金交付
財源の形態	国民体育振興基金 (運営・配分)	基金特別会計 (運営・配分)
財源の内容	<ul style="list-style-type: none"> 宝くじ収益金 競輪・競艇事業による収益金 体育振興投票券の発行事業による基金出損金 政府その他の出損金 基金運用による金融収益 等 	<ul style="list-style-type: none"> フランス宝くじ売上金の1.8% サッカーくじ売上金の0.3% テレビ放映権収入の分担金 国 (経済再建計画) からの資金投入 金融収益
年度歳入額	6,647 億ウォン (2011 年度)	274.1 百万ユーロ (2012 年度)
年度歳出額	6,568 億ウォン (2011 年度)	303.1 百万ユーロ (2012 年度)
資金供給先	専門体育 4,234 億ウォン 生活体育 2,119 億ウォン 学校体育 215 億ウォン	施設整備 117.3 百万ユーロ 地域振興 142.0 百万ユーロ 国家スポーツ 40.5 百万ユーロ その他 3.3 百万ユーロ
スポーツ担当省との関係	<ul style="list-style-type: none"> 文化体育観光部の体育政策課が国民体育振興基金及び体育振興投票券、競輪・競艇事業に関する政策立案、監督を行い、ソウルオリンピック記念国民体育振興公団は業務執行・運営を実施 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ担当省が CNDS を所管し、スポーツ法典により国の定めた業務契約をスポーツ大臣と締結 スポーツ担当省が定めた CNDS の活動方針が CNDS の業務に反映

	イギリス	
運営機関	国営宝くじ配分基金	
組織の種類	非省庁型公共機関	
設置根拠	ロイヤルチャーター	
監督省庁	スポーツ担当省	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 国営宝くじ売上金の 28% を社会貢献分とし、社会貢献分うち 20% をスポーツ向けに配分、その他 80% は文化、保健等 スポーツ向けの再配分先は4つのスポーツカウンスル (人口比配分) と UK スポーツ 社会貢献分の 20% のうちスポーツイングランドに 12.4%、UK スポーツに 4.56% を再配分 	
財源の形態	国営宝くじ基金 (再配分のみ)	
財源の内容	国営宝くじ社会貢献分	
再配分先	スポーツイングランド	UK スポーツ
年度歳入額	163 百万ポンド (2012 年度)	70 百万ポンド (2011 年度)
年度歳出額	163 百万ポンド (2012 年度)	53 百万ポンド (2011 年度)
資金供給先	施設整備 76.0 百万ポンド 地域振興 30.2 百万ポンド 五輪施設 34.0 百万ポンド 学校体育 12.9 百万ポンド 競技統括団体 4.4 百万ポンド ナショナルスポーツセンター 4.3 百万ポンド その他 1.7 百万ポンド	アスリート支援 12 百万ポンド 競技統括団体 38 百万ポンド 大会開催費用 3 百万ポンド
スポーツ担当省との関係	<ul style="list-style-type: none"> 文化メディアスポーツ省が所管し、財政支援を政府補助金と国営宝くじ配分基金の2種類にて実施 同省は補助金事業にかかる包括歳出見直し (Spending Review) を省の予算に組み込む 	

第7章 調査のまとめ

5. 諸外国の国家行政組織改革

各国における国家行政組織改革に係る調査は、まず、いわゆる行政改革において行政官庁のスリム化または効率化、あるいは行政コスト削減の観点から省庁再編を主眼として実施されたもので、概ね 1990 年以降に実施されたことがあるものを対象に整理した。

1990 年以降、各国において行政組織機構改革に相当するものとしては、2008 年韓国における 39 部処庁から 35 部処庁への再編、1993 年カナダにおける 35 省から 25 省への大幅再編の 2 例であると捉えている。これらは、深刻な財政赤字から脱却を図るために行政サービスの効率化の観点から行政機構を見直し、中央行政の執行業務を外部に移し、同時に公務員数の削減を図った、などという点で共通するものがある。

1990 年以降における省庁の大幅再編の例

	韓国	カナダ
再編の時期	2008 年 2 月	1993 年 6 月
再編を実施した政権	李明博政権	キム・キャンベル政権
再編の内容	39 部処庁から 35 部処庁に	35 省から 25 省に
再編の背景・理由	盧武鉉から李明博に大統領が交代するにあたり、大統領選挙の公約としていた中央行政組織のスリム化を実施	マルルーニから保守党党首及び連邦首相を引き継いだキャンベル首相が機構改革を実施。行政の重複プログラムの見直しによる行政効率の向上が目的
その他の行政改革事項	公務員管理を統括する行政安全部（前行政自治部）が、2008 年 2 月からの 5 年間に国家公務員数を毎年 1% 以上義務的に削減する計画を発表	1995 年 2 月、キャンベル政権を引き継いだ進歩保守党のクレティエン政権が今後 3 年間に 45,000 人の国家公務員削減計画を発表。早期退職プログラムを発動

また、フランス、イギリス、オーストラリア、カナダでは、省庁再編が政権交代や内閣改造のタイミングで比較的頻繁に行われている。これらのうち、イギリス、及びイギリス連邦と深い関わりのあるカナダ、オーストラリア、インドの 4 か国においては、省庁再編を比較的容易とする共通の仕組みとして、ポートフォリオ（portfolio）という概念の存在が見られる。ポートフォリオとは、首相に任命された大臣が所管する行政分野のことであり、これら 4 か国においては財務省が予算配分を行う際にも用いられている概念であり、本調査では「業務責任範囲」という共通した訳語を充てている。

業務責任範囲（ポートフォリオ）とは、大臣が議会に対して説明責任を負い、かつ自らが担当する行政分野の範囲であって、省はその業務責任範囲（ポートフォリオ）の最上位に属するものであり、省をはじめとする行政官庁の所管範囲は、業務責任範囲（ポートフォリオ）の設計に従って柔軟に組み替えるということが前提となっている。

つまり、これらの国において行政機関は、我が国の国家行政組織法が採用している「事務配分的行政機関概念」とは全く異なり、業務責任範囲（ポートフォリオ）の構成単位となる局や室に対する行政事務配分は概ね不動でありつつも、局や室の組み合わせにより最適化を図りやすくする、というメリットがみられるということができる。

6. 我が国のスポーツ庁の在り方の参考となる取組の整理

(1) スポーツ中央行政の人員と組織

①人員規模

国	スポーツ担当部局	職員数合計
韓国	文化体育観光部 体育局	54人
フランス	スポーツ青少年社会教育市民活動省 スポーツ局	非公表
イギリス	文化メディアスポーツ省 (局課編成なし)	150人
カナダ	民族遺産省 スポーツ大会地域総局 スポーツカナダ局	112人
オーストラリア	地域開発地方自治体芸術スポーツ省 スポーツ局	45人
インド	青年スポーツ省 スポーツ庁	100人

・スポーツ中央行政の規模は、中央と関係独法等間における機能分担の状況、連邦政府と州政府の自治関係、あるいはイギリスのようにオリンピックの自国開催のような特殊事情等を勘案すべきであるため、職員数だけで適正かどうかを判断することはできない。

②スポーツ中央行政の局課編成

国	部課構成	政策企画	補助金	国内スポーツ振興	競技団体・代表選手	障害者スポーツ	国際関係	国内主要競技大会	NTC	ドーピング防止	地域スポーツ施設	地域振興	スポーツ産業	関連独法	スポーツ振興くじ	スポーツ公的基金	プロスポーツ	雇用・研修・資格認定
韓国	体育政策課	○	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	○	○	○	—	—
	体育振興課	—	—	○	○	—	—	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—
	国際体育課	—	—	—	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
	障害人文化体育課	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フランス	連盟活動・高水準局	○	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
	地域活動局	○	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—
	雇用・研修教育局	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
カナダ	メジャー大会・開催課	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	競技力向上課	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	スポーツ援助プログラム課	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	政策・企画課	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	国際スポーツ課	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
総務課	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
オーストラリア	スポーツ政策課	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
	主要イベント戦略課	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	国家スポーツ振興課	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
インド	スポーツ部	○	○	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	○	○	—
	国際スポーツ部	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
	農村スポーツ部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—

・イギリスの文化メディアスポーツ省は、スポーツ部門の局課編成がなされていない。
 ・スポーツ中央行政の局課等内部編成において、各国すべてに共通するものは、①政策企画担当、②スポーツ振興担当、③国際担当、④大会担当、の4つである。
 ・各国のうち韓国のみ障害者スポーツ関係の課が設置されているが、これは韓国以外の国では政策企画・振興担当において障害者と健常者の取り扱いに分け隔てがなされていないだけである。
 ・オーストラリアのスポーツ行政は、他国では中央で政策企画している事項についても執行機関であるオーストラリアスポーツコミッションが実施し、中央は連邦政府マターと財政支援の機能に特化しているという点において特徴的である。

第7章 調査のまとめ

③スポーツ中央行政における上級公務員の配置

国	事務次官級	次官補級	副次官補級	局長級	課長級
韓国（体育局）	—	—	—	1	4
フランス（スポーツ局）	—	—	—	1	3
イギリス（局課編成なし）	1	1	5		17
カナダ（スポーツカナダ局）	—	—	1	1	6
オーストラリア（スポーツ局）	—	—	1		3
インド（スポーツ庁）	1	1	2	3	2

- ・上級公務員の定義、位置づけ、役割は各国独自の事情があるために官職だけでは判断できるものではないものの、例えばカナダでは副次官補までが政策形成職で局長以下が事務職という区別がなされ、副次官補をスポーツ行政の総局長としているところに、カナダにおけるスポーツ行政の位置づけの高さや役割の重さが示されていることなどが類推できる。
- ・イギリスはオリンピックの自国開催という事情から事務次官級がスポーツ担当部局に設置されているほか、課長級スタッフが増員されている。
- ・各国のなかでインドだけがスポーツ行政担当の事務次官を常時設置しており、カナダと同様に副次官補までが政策形成職であり、省令の発出権限を有する。

(2) スポーツ中央行政の予算規模

国	スポーツ担当省 スポーツ予算 (2011年度)	円換算(A) (百万円)	スポーツ独法の 政府予算 (2011年度)	円換算(B) (百万円)	(A)+(B) 合計 (百万円)	換算に用いた 為替レート (2011平均)
韓国	1,559 億 KRW	11,209	国民体育振興基金 6,568 億 KRW	47,223	58,432	0.0719 円 /KRW
フランス	205 百万 EUR	22,757	国立スポーツ 振興センター (CNDS) 265 百万 EUR	29,417	52,174	111.01 円 /EUR
イギリス	1,241 百万 GBP	149,500	スポーツイングランド 134 百万 GBP UK スポーツ 70 百万 GBP	17,133 8,950	175,583	127.86 円 /GBP
カナダ	213 百万 CAD	17,176	—	—	17,176	80.64 円 /CAD
オーストラリア	63 百万 AUD	5,186	オーストラリア スポーツコミッション 269 百万 AUD	22,146	27,332	82.33 円 /AUD
インド	8,662 百万 INR	14,638	—	—	14,638	1.69 円 /INR

- ・上記は 2011 年度におけるスポーツ予算と、スポーツ担当省とは別に政府から補助金等の交付を受けて中央スポーツ行政の執行を行っている機関の該当予算部分をあわせて比較することを試みたものである。
- ・カナダとオーストラリアの予算規模が小さいのは、州に対するスポーツ振興にかかる補助金等財政支援には連邦のスポーツ担当省は関与しないという連邦制独特の事情による。
- ・イギリスはオリンピックの自国開催という事情のため、予算規模が突出している。
- ・インドにおける国民一人あたりの GDP（購買力平価換算）は日本の約 10 分の 1 であることを考慮すれば、インドのスポーツ予算は決して少なくないという見方もできる。

(3) スポーツ中央行政と外部の関係

①主要なスポーツ関係独法が有するスポーツ行政執行機能

国	スポーツ担当省関係の 独法に類する機関	補助金再配分	国内スポーツ振興	競技統括団体認定管理	トップアスリート養成	NTCの運営管理	スポーツ振興くじの運営	NOC
韓国	国民体育振興公団	—	—	—	—	○	○	—
	大韓体育会	○	○	○	○	—	—	○
フランス	国立スポーツ専門技術競技力向上学院	—	—	—	○	○	—	—
	国立スポーツ振興センター	○	—	—	—	—	—	—
イギリス	スポーツイングランド	○	○	○	—	—	—	—
	UKスポーツ	○	—	○	○	—	—	—
カナダ	該当なし	—	—	—	—	—	—	—
オーストラリア	オーストラリアスポーツコミッション	○	○	○	○	○	—	—
インド	インドスポーツ機関 (SAI)	○	○	○	○	○	—	—

- 補助金を再配分しているスポーツ中央行政と密接な関係にある機関についてその執行業務の内容を見ると、我が国の日本スポーツ振興センターの機能と類似点が見られることがわかる。
- 韓国の大韓体育会は国内スポーツ振興の役割と NOC としてエリートスポーツを振興する双方の役割を持つ機関であるが、スポーツ行政執行機能をトップアスリート養成に向けて集中させており、これが韓国スポーツの国際的なプレゼンスに影響しているものと考えられる。

②競技統括団体との関係

国	認定の実施	補助金の交付
韓国	大韓体育会	大韓体育会
フランス	国	国
イギリス	スポーツカウンシル	スポーツカウンシル
カナダ	国	国
オーストラリア	ASC	ASC
インド	国	国・SAI

- 競技統括団体の認定を国が直接実施しているのは、各国のうちフランス、カナダ、インドである。国が認定を行うことと国際競技力の向上に特に関連性があるとは言えない。

③スポーツ担当省の関連分野に対する関与

国	学校 体育	障害者 スポーツ	スポーツ 施設整備	国民の 体力づくり	スポーツ 産業
韓国	あり	あり	あり	あり	あり
フランス	なし	あり	あり	なし	なし
イギリス	なし	あり	あり	なし	なし
カナダ	なし	あり	あり	なし	なし
オーストラリア	なし	あり	あり	なし	なし
インド	なし	あり	あり	なし	なし

- 各国ともにスポーツ担当省が障害者スポーツに関与しているが、障害者スポーツの担当課を設置しているのは韓国のみで、障害者スポーツ団体を含めた競技統括団体に対する財政支援の執行は、カナダ、インドではスポーツ担当省が直接に、フランス、イギリス、オーストラリアは独立機関が行っている。

本調査研究事業は、スポーツ基本法附則第 2 条に「政府はスポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と定められたことを受けて実施したものである。

スポーツ基本法が施行されたのは民主党政権下の平成 23 年 8 月のことであったが、平成 24 年 12 月の政権交代により、自民党が政策パンフレットに明記していた「スポーツ庁・スポーツ大臣を創設します」という公約が、にわかにならぬ現実味を帯びてきた。

本稿では、スポーツ庁の設置形態、スポーツ庁が分担する行政事務、そしてスポーツ庁設置の理念づけについて、本調査研究から得られた諸外国の知見を交えながら、あくまでも執筆編集責任者の私見として述べることにする。

●スポーツ庁の設置形態

今回調査にあたった 6 か国のうち、スポーツを所管する省の名前に「スポーツ」が冠せられているのは、韓国、フランス、イギリス、オーストラリア、インドの 5 か国である。省の名前に「スポーツ」を冠することにより、その省がスポーツに関する中央行政の窓口であることが明快となる。またこれには、国家がスポーツを重要な行政分野と位置づけて推進していることを国内外に示す効果もある。

名は体を表す。「スポーツ」を省名に冠するこれら 5 か国には、スポーツを担当する大臣が設置されている。カナダのスポーツ担当省は民族遺産省であるが、スポーツ担当閣外大臣が同省スポーツカナダ局の政府責任者である。また、韓国では省のことを部、大臣のことを長官と呼ぶため、スポーツを所管する文化体育観光部長官がスポーツを担当する大臣に相当する。わが国では現在、文部科学大臣がスポーツ担当の大臣である。つまり、どの国にも例外なく、スポーツ担当の大臣が設置されている。

本調査を完了してふと気づいたのは、ここ数年来におけるスポーツ庁に関する議論を振り返ってみると、スポーツを担当する大臣については全くといっていいほど話題にされてこなかった、ということである。それもそのはず、我が国の庁の長は一般的に長官であって、国务大臣ではない。長官は民間や官僚からの登用が法に妨げられておらず、平成 23 年 6 月の国会質疑においても、「スポーツ庁長官にはどのような種類の人を想定しておられるのか」という質問に対しての文部科学大臣による答弁は「民間から登用したいと思っています」というものであった。スポーツ庁ができれば、外局としての庁の例に従うなら大臣が長となることはあり得ず、省の下に位置づけられる。ただし、平成 24 年 2 月に復興庁設置法の施行と同時に発足した復興庁は別格で、国务大臣である復興担当大臣を長とし、府省と同列に位置づけられ、建制順では内閣府の次に置かれている。

諸外国の何れもスポーツを所管する大臣を設置しているのに、あれこれ苦労してスポーツ庁を拵えたものの、そのために日本からスポーツを所管する大臣がいなくなった、という事態になれば、例えば国際大会の誘致活動にあたってはステータスに事欠いて何かと不便であろうし、外交儀礼のうえでも格好がよろしくないと考えられる。復興庁のように特命担当大臣をスポーツ庁の長に充てるというのも構想的にはあり得る姿ながら、スポーツ行政だけを常に特別扱いする根拠は乏しい。とはいえこれは、我が国のスポーツ振興を国家的な重要課題へと引き上げるといふ政治的決断が一旦下されれば、法改正を経て可能と

なる類のことである。自民党公約に「スポーツ庁・スポーツ大臣を創設します」とあったのは、スポーツ庁とスポーツ大臣の設置がセットでなければ、実務上何かと困ることが予想されたからと推察される。

スポーツ大臣の設置は、体面のためだけに必要とされるのではない。庁の長官には法律案・政令案の提出権はなく、財務大臣に直接予算要求書を送付できないという制限が法に定められている。しかし、スポーツにまつわる複雑なニーズに対応しスポーツ行政の一元化を行うことを目的としてスポーツ庁を設置するならば、従来文部科学省スポーツ・青少年局が持っていた機能を高度化し、かつ他省庁との調整機能が円滑に図られるための権限が付与された組織を設計し、加えて閣僚レベルの政治的関与がなされることが前提となる。

したがって、他国のスポーツ担当大臣の在り方等も踏まえれば、スポーツ庁の設置形態は、スポーツの政策立案機能と執行機能を併せ持ち、かつスポーツの隣接分野を所管する他省庁との調整機能の強化が法的に担保された何れかの府省の外局であり、スポーツを担当する国务大臣の設置も同時に行われることが望ましいと考えられる。

省庁の行政事務は、政と官の連携によりなされるのが常である。調査対象6か国のうち、韓国、フランス、インドは大統領制の国である。これらは他の3か国と同様に内閣制度を取り入れており、閣僚が省の長とされ、行政事務を分担管理している点において共通している。そして、我が国の大臣―副大臣―大臣政務官に相当する政治グループが省の方針と政策を「決定」して閣議に付し、事務次官をトップとする省の官僚機構は政策の「立案」業務に特化して政治グループを全力で補佐し、省は政策の「執行」の大部分については独立機関等に委ねるといった形態がとられている点も、概ね同じである。

政治グループは国民の代表者として国民の要望を政策に反映する役割を担い、いっぽう官僚機構は既存の政策体系を踏襲しながら現実的な国民の要求に応える役割を担う。そしてこれら双方の役割を実現に導くためには、官僚機構を国民の要求に即した最適な編成とすることが不可欠となる。

当初スポーツ庁の設置構想が公表された際のメディアや国民の反応のなかには、また庁を増やして官を肥やすのか、というような批判的な論調も見られた。しかし、この批判は当たらない。我が国では、行政組織の新設にあたっては既存の組織廃止を条件とするスクラップ・アンド・ビルド方式が制度化されており、正規職員の定数純増を要求しても、総務省行政管理局はこれを頑として認めない。かつて消費者庁と観光庁は、同方式で設置されている。これらのように複数の省庁の所管業務の一元化により庁設置が図られる場合は、元々の所管業務が分担管理されているために職員人件費などの省費が全体として増えるわけではなく、庁設置に伴って増やされる予算があるとすれば、それは新たな政治的決断によって重点配分される、政策の成果を国民生活に行き届かせるためのお金なのである。

●スポーツ庁が分担する行政事務

スポーツ庁の設置そのものが国民の税金を余計に使うことがないのであれば、次に検討すべき課題は、スポーツ庁に持たせる行政事務の範囲である。

スポーツ行政が複数の省庁にまたがっており縦割りの弊害が甚だしく非効率であるからこの際スポーツ庁に集約をはかるべきだ、という意見がある。このような意見は、例えば障害者スポーツの所管が厚生労働省であるために、文部科学省所管のNTC（ナショナルトレーニングセンター）が障害者向けにつくられておらず受入れ体制が整っていなかったことや、ロンドン五輪大会出場選手向けに現地に設置されたマルチサポートハウスがパラリンピック代表選手を対象としていなかった、というようなことを出発点としている。

NTC に関して若干付言すると、平成 20 年に供用開始された当時、施設が障害者スポーツ関係者の利用を想定した設計とされていなかったため、安全確保面の経験不足が懸念され、サポート体制の構築が不十分なままパラリンピック代表選手らを受け入れるわけにはいかなかった、という事情があったとされる。しかしその後北京五輪大会の強化の現場において交流と理解が進んだことをきっかけに、ロンドン五輪大会前には一部競技種目での受入れが行われるなど、運用面での改善が着実に図られてきている。

調査対象 6 か国においてスポーツを所管する省は、例外なく障害者スポーツを自らの所管としている。ただしその在り方は、国によって違いがみられる。フランス、イギリス、オーストラリアはスポーツ行政の枠組みの中で障害者スポーツと健常者スポーツを政策上区別なく取り扱い、障害者スポーツ団体を含む競技統括団体への財政支援を予算化することに特化するというもので、競技統括団体の運営管理と財政支援の執行に相当する部分については省の所管事務とせず、独立機関に委ねている。また、カナダ、インドは支援執行業務も省の所管としている。韓国はスポーツを所管する体育局の中に障害者文化体育課という障害者スポーツ担当部署を設置している。しかし何れの国でも、障害者の社会参加促進事業のようなスポーツとは関連性の薄い政策は、スポーツ担当省の所管とされていない。

我が国において障害者スポーツが厚生労働省の所管であったのは、障害者のリハビリ運動という保健上・運動療法上の専門的ケアが必要な行政分野であったことを考えれば何ら不思議なことではないが、パラリンピックスポーツの発展と日本代表選手の活躍がもたらした国民意識の変化による新たに前向きな要請に対しては、政と官が当然に、かつ最善の形で応えるべきものと思われる。

縦割り弊害論者のなかには、国土交通省が整備している国営公園や都市公園がスポーツ施設を併設していることについても、これをスポーツ庁に集約すべきだと意見する人もいる。しかし、国土交通省が整備対象とする文化・芸術や商業施設をも含めた公的な都市型複合施設からスポーツ目的の施設だけを切り離してスポーツ庁の所管とすることは、全く現実的でない。そもそも技官集団である国土交通省の専門性は総合的な都市計画の実現にこそ存分に成果が発揮されるものであって、ハコモノの新設や管理をスポーツに限って集約することよりも、むしろこれら様々な施設の運用面において、スポーツ庁に省庁間、または国と地方自治体間の調整を円滑に図るための権限を与えることを検討するほうが、実際のニーズに即するものである。

現在文部科学省スポーツ・青少年局は、学校における体育の基準の設定、公立及び私立のスポーツ施設の整備に関する指導・助言・補助、私立学校等の体育設備に対する助成などを実施している。また、健康教育、学校体育、災害共済給付等にかかる事務も同局の所管である。スポーツを所管する省と学校教育を担当する省とが同じなのは諸外国のなかでも珍しく、調査対象 6 か国のスポーツ担当省は、学校体育について申請ベースで交付する補助金プログラムの運営を実施することはあっても、学校体育に対する直接的な関与はあまり見られない。カナダ、オーストラリア、インドの学校教育は連邦政府ではなく州教育省の所管であるため、連邦政府が学校体育とスポーツ政策を何らか全国的に結び付けようにも、補助金という中央からの財政支出の提示なくして州は動かない。

本来どの国でも、ライフサイクルにおけるスポーツ体験は、学校体育と運動部活動から始まるものである。我が国では、学校における体育教育と運動部活動を将来のスポーツ競技者育成にリンクさせる機能が整備されていて、それをながら文部科学省が所管してきたことで大いにアドバンテージを有していたと評価できないだろうか。評価できるとすれば、スポーツ庁はこの機能を継承すべきであろう。

●スポーツ庁設置の理念づけ

スポーツ庁の設置構想は、スポーツ基本法附則第 2 条によって既に裏書きが済まされており、同法の前文及び第 1 条（目的）、ならびに第 2 条（基本理念）に規定されている崇高な文言は、そのままスポーツ庁の設置理念となり得るものである。

しかしながら、政府がスポーツ庁設置にかかる検討作業を実施し、その検討作業の結果として国民が納得できる説明が改めて行われることが、当然に求められる。

国民はさまざまな形でスポーツに関わっており、その多くは観戦を楽しむ人たちである。ただし、スポーツを楽しむ層もあれば、全く関心を持たない層もある。そのため、特定の受益者に対して国民の税金を配分する政策の説明にあたっては、合理性や一貫性についてもさることながら「何故いまスポーツ庁なのか」ということについて、すべての層に対してインパクトのある理念が示される必要がある。

連邦制をとるオーストラリア、カナダ、インドは、自国における特定地域間または民族間の協調・融和とスポーツ政策とを絡め、スポーツを国家的なプライオリティに掲げて社会の統合を図ろうと努力してきたことが読みとれる。

カナダは 1970 年前後、ケベック州の独立問題をはじめとした統一国家崩壊の危機に直面した際、アイデンティティと愛国心を失いかけた国民を奮起させて一つにまとめ上げるべく、スポーツが強いカナダづくりを国策として打ち出した。そしてそれが見事に奏功してスポーツの国際競争力が飛躍的に高まり、同時に国民の連帯を取り戻すことに成功した。これは、当時の首相による強力なリーダーシップの賜物と言える。

韓国に目を向ければ、韓国政府のスポーツ政策にかけるエネルギーには、凄まじさすら感じる。最近では平昌冬季五輪の誘致、ロンドン五輪男子サッカーの銅メダル獲得、テコンドー競技の五輪永久種目化など、国際スポーツにおける自国のプレゼンス向上のために、なりふり構わずの国際政治活動が展開されている。ときには大統領自らがスポーツ外交に励んでいることも含め、このような政府の在り方に対し、韓国民は総じて好意的である。

我が国はどうだろう。厳しい財政状況に加えて震災復興という重い課題を背負う我が国は、世界の優等生としてのプライドが傷つき、ともすれば自信を失いがちな状況にある。

しかし今こそ、国民の自信回復と連帯を一挙に可能とするスポーツに資源を投入し、国際競争力をさらに強め、米国、中国といったメダル大国を目標に大きく飛躍することを重要政策課題と位置づけて差し支えないタイミングではないだろうか。

トップレベルスポーツの振興が先か、地域スポーツの振興が先かという二極的な議論で足踏みしている国は、少なくとも調査対象 6 か国には見当たらない。草の根スポーツ活動支援とトップアスリート支援の配分のメリハリにかかる政策判断は、何れの国においても国益重視、かつ政治主導で行われている。

もし、自民党公約を形だけ守るために、妥協の産物として権限機能面が中途半端なスポーツ庁が作られるとすれば、これほど残念なことはない。スポーツ庁の在り方を検討するうえでは、国全体の施策におけるスポーツのプライオリティに関して、政治家が強いリーダーシップを発揮して、最適な判断を下すことがきわめて重要である。

スポーツ庁の設置如何に関わらず間違いなく言えることは、スポーツでの国際的プレゼンスの向上がすべての国民に希望を与え、我々が失いかけた自信を取り戻すことにつながる、ということである。

今後政府において、スポーツの機能を最大限発揮するための行政機構の最も望ましい形態について活発な議論がなされ、その際に本調査研究成果報告書が何らかの助けとなるのであれば、これに勝る喜びはない。

<了>

平成 24 年度
文部科学省 スポーツ・青少年局 スポーツ・青少年企画課
委託調査

スポーツ庁の在り方に関する調査研究
調査研究成果報告書

平成 25 年 3 月 29 日

© 文部科学省

調査研究受託：ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社
(略称：WIP ジャパン株式会社)
〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-6-8 平河町貝坂ビル 電話：03-3230-8200
www.wipgroup.com